

(新規) 111.02

氏名変更等の届出

1. 氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出

特例法施行規則第3条第1項若しくは第3項又は現金省令第2条1項の規定により識別番号を付与されている者が、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所を変更したときは、特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定により、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

ただし、各規定により届出が必要とされる同一の内容の変更を、いずれかの規定により届け出ている場合はこの限りでない。

2. 変更の事実を証明する書面の提出

特許庁長官が必要と認める場合には、変更の事実を証明する以下の書面の提出を命じる（特例施規4条5項、現金手続省令3条4項）。

- (1) 自然人にあつては、戸籍謄本（抄本）及び住民票（本籍と住所が同じ場合は添付する必要はない。）
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書（印鑑変更届（令和2年改正前特例施規様式第4）の場合）

3. 届出人の押印

- (1) 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が変更の届出をするときは、届出の書面に提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない（特例施規4条2項又は現金手続省令3条2項）。具体的には以下ア. 又はイ. の印鑑を使用するものとする。

ア. 実印（法人の場合は登記所に登録済みの印鑑、個人の場合は市区町村に登録済みの印鑑。）

イ. 実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印（特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を（2）イ. により証明された印鑑。）

- (2) 特許庁に対する手続において新たな印鑑を使用する場合は、以下の印鑑を証明する証明書等を提出しなければならない。

ア. (1) ア.（実印）の場合

印鑑証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。作成後3箇月以内のもの。（以下同じ。））

イ. (1) イ.（実印により証明された又は証明することが可能な法人の代表者印）の場合

実印による証明書（代表者印を押印し、特許庁に対する手続において実印に代えて当該代表者印を使用する旨を、証明する日、法人の住所、名称

及び代表者名を記載し証明するもの。)及び実印の印鑑証明書

ただし、令和2年特許法施行規則等改正(令和2年12月28日)より前に特許庁に届出を行った印鑑は、(1)に該当しないものであっても、令和3年末までは、印鑑を証明する書面が提出された印鑑として取り扱う。令和4年1月1日以降は、印鑑証明書の提出を求めることがある。

#### 4. 届出の形態

特例法施行規則第4条第1項又は現金手続省令第3条第1項の規定による識別番号に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出は、特許庁長官に対して一通提出すれば足り、事件ごとに届け出る必要はない。また、特許法施行規則第9条第1項の規定に基づく氏名等の変更の届出は、事件ごとに届け出なければならない。

また、特例法施行規則第4条第1項の届出(代理人に係るものを除く。)と登録名義人(特許権者、実用新案権者、意匠権者及び商標権者に限る。)又は仮専用実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示の変更の登録の申請は、届出をした者が登録の申請人と同一で、変更の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる(特例施規4条4項)。

(新規令和2・12)